

宮城県道路位置指定基準

目次

第1 目的	1
1 目的	1
2 法における道路の意義	1
第2 位置指定の取扱い	2
1 位置指定までの流れ	2
2 申請手続き	3
3 申請函書の作成方法	3
4 申請函書一覧	6
第3 変更・廃止の取扱い	8
1 廃止申請の取扱い	8
2 変更申請の取扱い	8
3 位置指定道路の変更・廃止の流れ	9
第4 位置指定道路の基準	
1 道路配置計画	9
2 道路構造	11
附則	20
第5 申請書等の様式	21
1 細則様式	
2 基準様式	

第1 目的

1 目的

本基準は、建築基準法第42条第1項第五号に基づく道路の位置の指定（以下「位置指定」という。）並びに宮城県建築基準条例（以下「条例」という。）第16条第1項に基づく位置指定の変更または廃止を行う場合の取扱いを定めることにより、事務手続きの円滑化を図るとともに、良好な市街地の形成に寄与することを目的とする。

2 法における道路の意義

「道路」という用語は、建築基準法（以下「法」という。）で使用されているほか、道路法等他の法律で数多く使用されており、「道路」の意義は、各法律によって当該法律の趣旨目的に沿って独自に定義されている。

法第1条で「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」としており、この目的を実現するため、建築物及びその敷地が備えなければならない構造、形態、設備等の建築制限に関する基準を表した実体規定と、こうした基準を実効あるものとするための手続きを定めた形式規定を設けている。

建築制限に関する実体規定は、2つに大別でき、1つは個々の建築物の安全という立場からの制限を内容とするものであり、法第2章がほぼこれに該当している。もう1つは建築物を集団としてとらえ、都市計画的観点からの制限で、いわゆる集団規定と言われるものであり、法第3章がこれにあたり、道路に関する規定は、この章に位置づけられている。

法における道路の意義は、都市計画区域内において建築物及びその敷地を利用するに

あたって避難上、防火上及び交通上支障のない状態を確保するとともに、道路というオープンスペースを確保することにより、これに接する敷地における通風、日照等の環境を確保しようとするものである。したがって、位置指定を受けた道路（以下「位置指定道路」という。）の構造形態は、避難上、防火上、交通上支障のない構造形態を備えたものとなるように、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4及び昭和45年12月28日建設省告示1837号に定められている。

第2 位置指定の取扱い

1 位置指定までの流れ

申請者は、位置指定を受ける道路を設計し設計図書を作成する。位置指定を受ける道路の土地の権利者や許認可権者など関係者等との協議調整により関係書類を取りまとめた上で、申請書等に必要事項を記入して申請図書を作成し、位置指定を受ける道路の存する土地の区域を管轄する土木事務所に申請する。

土木事務所では、申請図書を審査してその結果を通知する。

申請者は、必要に応じ申請図書の補正を行い、築造着手が可能な連絡を受けた上で、道路の築造に着手し、完了した際には、築造完了報告書を土木事務所に提出する。

土木事務所は、現場検査を実施し、法適合性を確認できた道路を位置指定し、位置指定の年月日・番号を決定する。その後、位置指定の年月日、番号を記載した申請図書の副本と指定通知を申請者に交付するとともに、土木事務所の掲示板での公告・県のホームページへの掲載を行う。

〈手続き一覧〉

申請者	土木事務所
①設計図書の作成 ②関係者・関係機関との協議・調整 ③関係書類の作成 ④申請図書の調整 ⑤位置指定の申請書の提出	⑥位置指定申請書の受理
(申請図書の補正) ⑩道路の築造に着手	⑦審査 (申請図書の補正通知) ⑧法適合性の確認 ⑨築造着手が可能な連絡
⑪築造完了報告書の提出	⑫築造完了報告書の受理 ⑬現場検査 ⑭法適合性の確認できたものを位置指定
⑯位置指定通知書と申請図書副本の受理	⑮位置指定の通知(申請者・市町村) ⑰公告 ⑱県ホームページに掲載(建築宅地課)

2 申請手続き

(1) 申請

位置指定の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、「4 申請図書一覧」に定める申請図書をA4判に整え、正本1部、副本2部を位置指定道路となる土地の区域を管轄する土木事務所担当班へ提出すること。

イ 申請者

申請者は、位置指定道路の築造者として申請すること。

なお、築造者とは、位置指定道路の築造に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

ロ 申請代理人

申請者に代わって位置指定の手続きを行う者は、申請代理人として申請者の位置指定に関する一切の権限を委任されたことを証する委任状（様式第1号）を正本に添付すること。

ハ 設計者

設計者は、位置指定道路に関する技術的基準を確保できる能力を有する者とし、その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。

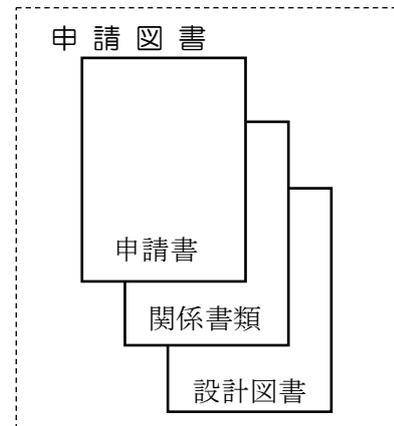
設計者は、申請図書に設計者の氏名を記入すること。

(2) 申請書図書の内容

申請者または設計者は、土木事務所の指定道路申請に対する審査結果に基づいて、申請図書の補正を行い、築造着手が可能な連絡を受けてから、道路の築造に着手すること。

(3) 現場検査

申請者は、道路築造を完了した場合には、築造完了報告書（様式第2号）を土木事務所に提出し、その現場検査を受けること。



3 申請図書の作成方法

(1) 申請書の記入方法

イ 申請者の住所及び氏名

申請者は2(1)イによること。

ロ 指定を受ける道路の地名及び地番

位置指定を申請する道路（以下「指定申請道路」という。）の区域について土地の表示を行う場合には、不動産登記法（以下「登記法」という。）第34条に基づき土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに地番を明示すること。

また、次の記入例に留意して記入すること。

(イ) 土地の一部を指定申請道路の区域とする場合には、「…番の一部」とする。

(ロ) 公図上の道の一部を指定申請道路の区域とする場合には、「…番地先の道の一部」とする。

(ハ) 公図上の水路の一部を指定申請道路の区域とする場合には、「…番地先の水の一部」とする。

ハ 土地所有者の住所及び氏名

登記法第12条に定める登記記録に基づき、各筆の土地毎に所有者の住所及び氏名

を記入すること。

二 土地所有者以外の関係権利者の住所及び氏名

登記法第12条に定める登記記録に記載されている所有権以外の権利とすること。

なお、その範囲は、永久小作権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含むものとする。

ホ 管理者の住所及び氏名

位置指定道路の管理者は、当該道路が指定された後も令144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理しなければならず、実質的な道路管理ができる者としてすること。このため、位置指定道路の隣接地域に居住している者等が望ましい。

また、位置指定道路の土地の所有権を有する者が複数人あり、共同で管理する場合などには、共同管理者全員の住所及び氏名を明示するとともに、代表者を選任しこれを明示すること。

ハ 設計者の住所及び氏名

設計者は、2(1)ハによるとともに、設計図書は設計者の責任において作成することから、各設計図書には設計者が記名すること。

ト 申請の理由

申請の理由は、位置指定を受ける目的、当該指定申請道路の開発区域（以下「指定道路開発区域」という。）における予定建築物等を記載すること。

指定道路開発区域：当該指定申請道路と当該指定申請道路により法43条の接道を満たして建築物の敷地として利用する予定の土地（以下「予定敷地」という。）で構成される区域

チ 図面の符号、道路の幅員、道路の長さ

一行に1路線について記入する。図面の符号としては、申請道路の起点から道路が曲折したり、幅員が変化する毎に、(イ)・(ロ)・・・と順番に符号を付けるものとし、添付図面の符号と一致させること。なお、袋路状道路の終端に転回広場がある場合には、終点は、転回広場の中心位置とすること。

道路幅員、道路延長は、メートル単位で記入すること。この場合、1mの100分の1未満の端数は切り捨てる。備考欄には、両側隅切り、片側隅切り又は転回広場がある場合にその種別と数を明記すること。

※路線の考え方は、「建築基準法道路関係規定運用指針の解説（平成21年1月改定国土交通省）」Ⅱ1 指定道路の定義の解説「指定道路の路線の考え方」を参考とすること。

(2) 関係書類の概要

イ 関係権利者及び管理者の承諾書

関係権利者及び管理者の承諾書（様式第3号、様式第3-2号）については、3.

(1)ハ・二・ホに該当する者から承諾を得たものを添付すること。承諾書を訂正する場合は、承諾内容が変わることになるので、改めて承諾書の添付が必要となる。（関係権利者の実印による訂正とすること。）

申請内容を訂正する場合は、特に、道路の位置、幅員、長さ等が当初申請から変更になり、権利関係に変更がある場合などには、改めて承諾書の提出が必要となる。

ただし、軽易な訂正（権利関係に及ばないもの）については、申請者または代理人が訂正することができる。（訂正印は不要とする。）

なお、指定申請道路が公有地を含む場合は、公有地の改廃及び占有にかかる管理者の承諾書または許可書の写しを添付する必要がある。

例えば、国有財産（水路）使用許可書（写し）の添付等

□ 公図の写し

登記法第14条第1項の規定による地図又は同条第4項の規定による地図に準ずる図面の写し（以下「公図の写し」という。）を添付すること。

ハ 土地の登記事項証明書

登記法第119条に規定する登記事項証明書で土地に関する全部事項証明書（以下「土地の登記事項証明書」という。）は、「□ 公図の写し」により明確となった指定申請道路の区域の各筆の土地について添付すること。

ニ 印鑑登録証明書

関係権利者の承諾書に係る印鑑証明書を添付する。

ホ 道路の築造に伴う許可書

国道、県道又は市町村道に接続する指定道路の築造にあたっては、接続部分の工事に関し道路法に定める技術基準を確保する観点から、同法第24条の承認又は第32条の許可が必要となるので、当該承認書（写し）又は許可書（写し）を添付すること。

なお、道路管理者が接続部分の工事を当該承認等の対象外と判断した場合には、設計者は道路管理者との調整内容の記録簿を添付すること。

その他の道路に接続する場合には、指定道路の取付けに関する工事が円滑に進められることを確実にする観点から、その他の道路の管理者から当該工事に関する同意書（様式第4号）を添付すること。

また、道路の築造に伴い河川法に定める河川において工事を行う場合には、河川法第20条の承認が必要となるので、当該承認書（写し）を添付する。

ヘ 指定申請道路に伴う開発についての許可書及び同意書

道路の位置指定に伴う開発区域における土地利用計画に基づいて雨水等の排水計画を策定して、放流先となる施設の管理法に基づく許可書又はその管理者等の同意書を添付すること。

なお、指定道路の接続に伴う道路法第24条の承認等により道路管理者が排水施設の接続を承認している場合などには、改めての承認を求めない。

（参考）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三から六まで（略）

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2から5まで（略）

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を

4 申請図書一覧

(1) 申請書 細則様式第15号

(2) 関係書類一覧

	関係書類	備考
1	関係権利者の承諾書	様式第3号
2	管理者の承諾書	様式第3-2号
3	公図の写し	有効期間は1年 指定道路開発区域の境界、方位、地名及び地番、公有地（道路、水路等）の位置を明示する。 公図の写しに代わる書類の場合、上記の明示事項に加えて、写した者の氏名、住所、資格、写した場所及び年月日を追加で明示する。
4	土地の登記事項証明書	全部事項証明書 有効期間は1年
5	印鑑登録証明書	有効期間は1年
6	道路の築造に伴う許可書等	道路法第24条、道路法第32条、河川法第20条、様式第4号
7	指定道路による開発に伴う許可書及び同意書	他法令により必要となる許可書 雑排水放流同意書 市町村との開発協議書
備考	その他知事が必要と認める書類	(例)片側すみ切りとなる説明書類

(3) 設計図書一覧

	図面の名称	明示すべき事項	留意事項	縮尺
1	指定道路位置図	方位、目標となる地物、指定道路開発区域、指定道路区域、取付け道路及び周辺の道路	縮尺二千五百分の一の地形図により作成するものとする。	1/1000～ 1/2500
2	指定道路平面図	方位、地番界、地番及び指定道路開発区域、指定道路の区域、幅員、延長、すみ切りの位置・寸法、転回広場の位置・寸法、排水側溝の位置・排水流れの方向	取り付け道路が建築基準法第42条第2項に基づく道路については、道路後退線を記入す	1/200

		取付け道路の種別、幅員 指定道路の区域内にある既設建築物及び既設工作物 予定建築物及び予定工作物の配置、用途、出入口の方向、排水側溝の位置、排水流れの方向、公有地の位置	ること。 指定道路区域は朱線で明示すること。	
3	現況図	指定道路区域 周辺の道路の種別・幅員 崖等の土地の高低及びその他地形上の特記事項	指定道路開発区域のみだけでなく、区域の周辺に県条例第5条に該当する崖がある場合これを明示すること。	1/200
4	造成計画平面図	方位、指定道路区域、指定道路開発区域、予定敷地の境界、排水設備、擁壁、土留、崖等の土地の高低及びその他地形上の特記事項		1/200
5	造成計画断面図	切土または盛土をする前後の地盤面		1/30～ 1/50
6	求積図	指定道路開発区域の面積 指定道路、予定敷地等の各面積	1平方メートルの百分の一未満の端数は切り捨てること。	1/200
7	指定道路横断面図	路面及び路盤の構成の詳細 道路排水設備の形状・寸法 指定道路の道路幅員、道路勾配、道路敷を含めた幅		1/30
8	指定道路縦断面図	各測点の位置、地盤高、計画高、すき取り、盛土及び勾配並びに取付け道路の位置	勾配が9%未満の場合には省略することができる。	1/200
9	排水設備図	側溝（U型、L型）断面詳細、排水マス断面詳細、集水マス断面詳細		1/30
10	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質、切土または盛土をする前の地盤面、崖面保護の方法、造成計画断面図		1/30
11	擁壁断面図	擁壁の寸法、勾配、材料の種類及び寸法、裏ごめコンクリートの寸法、配筋等	令第138条第1項第5号に該当する擁壁は、確認通知書の写しを添付し、この部分については省略することができる。	1/30

備考	その他知事が必要と認める 図面	(例)ガードフェンス等の転落防止施設		1/30
----	--------------------	--------------------	--	------

[図面の省略]

指定道路開発区域内及びその周辺において、崖がない等の場合で、図面「3」、「4」、「5」、「8」、「10」、「11」はその添付の必要がない場合には、省略できる。

[作成上の注意]

- 1 図面には作成した者が記名すること。
- 2 擁壁の安全が計算によらなければならない場合には、構造計算書を提出すること。
(確認通知書の写しを添付し、省略できる。)

第3 変更・廃止の取扱い

指定道路の変更・廃止は、原則として自由であるが、当該道路によって接道義務を果たしている第三者の建築物の敷地がある場合は、当該道路の変更・廃止によって、その第三者の建築物が一方的に違反状態となり、不合理が生じることから、道路の変更・廃止を行う者は、あらかじめ、土木事務所に変更・廃止の申請を行い、許可を受ける必要がある。なお、手続きについては、次によるほか、位置指定の申請に準ずる。

1 廃止申請の取扱い

指定道路の廃止は、条例第16条第1項の規定による廃止申請（細則様式第18号）を行うものとする。

また、指定道路について次に掲げる大幅な変更がある場合には、既存の指定道路を廃止し、新たに位置指定を申請するものとする。

大幅な変更の例

- ・道路の取付け部分の変更又は追加
- ・通り抜け道路から袋路状道路への変更
- ・道路と敷地の接道関係の大幅な変更
- ・道路幅員の減少
- ・道路幅員の拡大または道路延長の増減が一割以上の場合
- ・上下水道、ガス管等の公共施設が埋設されている道路区域の廃止

2 変更申請の取扱い

(1) 変更申請の取扱い

位置指定道路の変更（廃止申請を要する大幅な変更を除く。）については、条例第16条第1項の規定による変更申請（細則様式第18号）を行うものとする。

なお、位置指定道路を取付け道路として新たに位置指定を受ける場合は、変更申請ではなく、新たな位置指定申請を行うこととする。

(2) 既存不適格道路等の変更の扱い

附則により変更申請のあった位置指定道路が、法並びにこれに基づく命令又は取扱い基準の施行又は適用の際現に存する道路であって、これらの規定に適合しない部分を有する場合には、当該位置指定道路又はその部分については、これらの規定は適用

しないこととしている。

ただし、この場合における当該位置指定道路又はその部分については、変更前に比べ避難上、防火上及び交通上支障ない状態に計画すること。

(3) 変更届の取扱い

位置指定道路の管理者や位置指定道路の地番に変更があった場合には、変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

3 位置指定道路の変更・廃止の流れ

申請者	土木事務所
①変更（廃止）申請書の提出 （申請図書の補正） ⑥道路の築造に着手（工事が伴う場合） ⑦築造完了報告（工事が伴う場合）	②変更（廃止）申請書の受理 ③審査 （申請図書の補正通知） ④法適合性の確認 ⑤築造着手が可能な連絡（工事が伴う場合） ⑧築造完了報告書の受理 ⑨現場検査（工事が伴う場合）
⑪変更指定（廃止）通知書と申請図書 副本の受理	⑩変更指定（廃止）通知書 （土木→市町村・申請者） ⑫公告 ⑬依頼（土木→建築宅地課） ⑭（建築宅地課）ホームページ掲載

第4 位置指定道路の基準

1 道路配置計画

道路配置計画は、市町村の定める計画に適合するとともに、指定道路開発区域における予定敷地の配置及び予定建築物の用途等が関係法令に適合しているほか、この基準に定めるところによらなければならない。

(1) 指定道路開発区域

指定道路開発区域の面積が都市計画法による開発許可（以下「開発許可」という。）を必要とする面積になる場合には、開発許可を受け、道路を築造する必要がある。

イ 規模

指定道路開発区域は開発許可が必要となる規模を超えないこと。

開発許可を要する規模

市街化区域 1,000㎡以上

非線引き区域 3,000㎡以上

また、指定道路開発区域が市街化調整区域内に該当する場合には、当該区域が市街化を抑制すべき区域であることから、原則として位置指定を行わない。

□ 災害に係る区域

指定道路開発区域は、原則として建築基準法第39条に定める災害危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に定める土砂災害特別警戒区域を含まないこと。

ハ 予定建築物

指定道路開発区域内における予定建築物は、条例第5条（崖付近の建築物）の規定に適合するよう計画できるものであること。

ニ その他

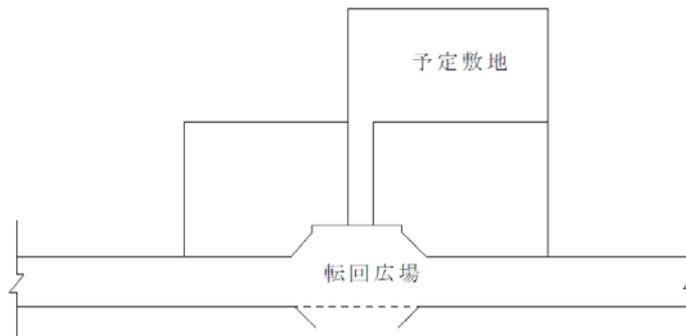
位置指定道路の築造行為、将来の建築行為等に必要となる農地法等の関係法令に基づく許認可等の見通しが明らかであること。

(2) 予定敷地の配置

指定道路に接する予定敷地については、建築基準法第43条第1項に適合するとともに予定建築物に応じて条例に定める接道長さを満足できるように配置すること。

また、転回広場部分でのみ接道する予定敷地、特に、下図のように袋路状敷地として接道する予定敷地については、転回広場に自動車が停車された場合に生じる、避難上、防火上及び交通上の支障に十分留意して配置すること。

[例図]



2 道路構造

位置指定道路は、建築基準法施行令（以下「令」とする。）第144条の4の基準に適合すること。なお、道路設計にあたっては、（1）から（8）の考え方を参考とすること。

（1）道路路盤

道路路盤の構造については、ぬかるみとならない構造とするため指定道路に接する敷地から発生する交通量を考慮し、指定道路開発区域の面積が1,000㎡を超える場合または通り抜けの場合については、防じん処理を行うこととし、必要に応じて簡易舗装またはこれと同等以上の強度を有する舗装を施すこと。

また、砂利敷については、路床により敷厚を調整すること。なお、指定道路開発区域の面積が1,000㎡以下の場合または袋路状道路の場合には、再生砕石敷とすることができる。

（2）道路勾配

イ 横断勾配については、道路の路面排水を有効に行うために砂利敷、舗装の種類に応じて次のとおりとすること。

砂利敷 3.5～4.0 %

舗装 1.5～2.0 %

ロ 縦断勾配については、令第144条の4第1項第四号に規定されているとおり12%以下とすること。

なお、道路計画にあたっては、縦断勾配に応じて道路延長に制限があることから、開発許可に係る技術基準である下の表を標準とすること。

[縦断勾配と道路制限長さ]

縦断勾配	制限長
6%を超え 7%以下	300m
7%を超え 8%以下	200m
8%を超え 9%以下	150m
9%を超え10%以下	100m
10%を超え12%以下	50m

宮城県開発許可制度便覧より抜粋

（3）すみ切り

イ 設置箇所

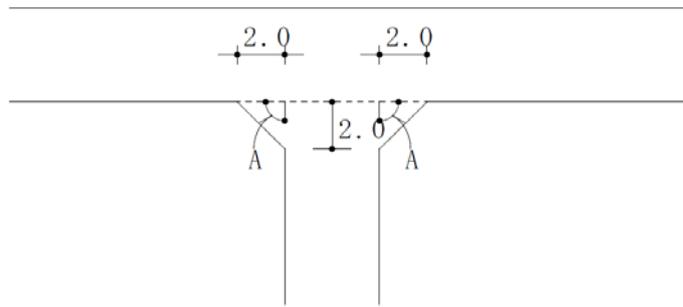
設置箇所は、令第144条の4第1項第二号に規定されているとおり交差点、接続点及び屈曲点とすること。ただし、道路が同一平面での交差、接続又は屈曲により生ずる内角（以下「すみ切り角」という。）が120° 以上の場合、または歩道を有する道路を切り取ることにより車両の通行上支障なく処理できる場合には、すみ切りの設置を要しない。

ロ 形状

すみ切りの形状は、交差点等の角度や既存建築物の立地状況等により次のとおりとし、指定道路に含むこと。

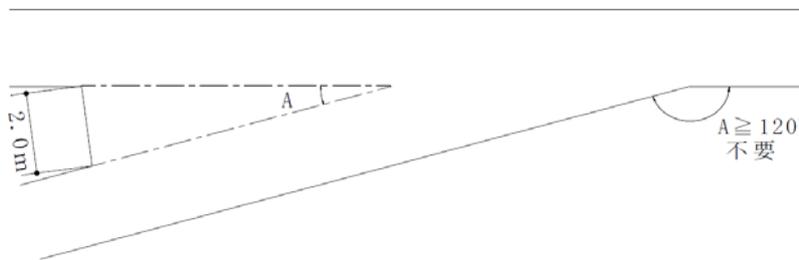
（イ）一般の場合（ $60^\circ \leq A < 120^\circ$ A：交差角）

角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形となるすみ切りを設置すること。



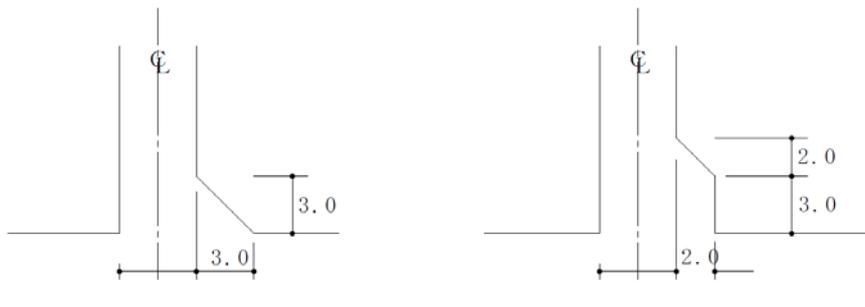
(ロ) 鋭角の場合 ($30^\circ \leq A < 60^\circ$ A : 交差角)

指定道路と取付け先道路のすみ切り角Aは 30° 以上とし、Aを頂角とする二等辺三角形の底辺が2m以上となるすみ切りを設置すること。



(ハ) 片側すみ切りの場合

既存建築物の立地状況又は地形の制約によりすみ切りを設置することができない場合に限り、次図のいずれかによること。



(4) 排水施設

排水施設は、指定道路開発区域において想定される雨量を有効に排出できるように計画すること。

また、当該区域内の公共下水道の整備状況に応じて、汚水・雑排水等の合併浄化槽からの排水量も考慮すること。

雨水の排水計画にあたっては、都市計画法開発許可制度便覧（宮城県都市計画法開発許可制度便覧）第3章開発許可に係る技術的基準中の「3-7-1 排水施設の設計（令第26条第1号）」「1計画雨水量（Q1）」によるものとし、この計算によらない場合には、次の表に基づくものとする。

なお、U型側溝を設置する場合には、その規格は180（呼び名）以上とすること。

[U型側溝の規格, 処理対象面積, 排水施設勾配]

A \ B	180	240	300A
250	0.4		
500	0.8	0.4	0.4
1000	3.2	0.7	0.4
1500	8.0	1.7	0.9
2000		2.8	2.5
2500		4.5	2.5
3000		7.0	3.6

A : 処理対象面積 (㎡)

B : U型側溝の規格

表中の数字は, 排水施設の勾配 (%)

(5) その他

指定道路の通行の安全を確保するため, ガードレール, 転落防止柵, カーブミラーなどは必要に応じて設置すること。

(6) 袋路状道路の基準

道路幅員が6m未満の袋路状道路は, その道路延長が35mを超える場合には, 令第144条の4第1項第1号ハの規定により自動車の転回広場の設置が義務づけられている。

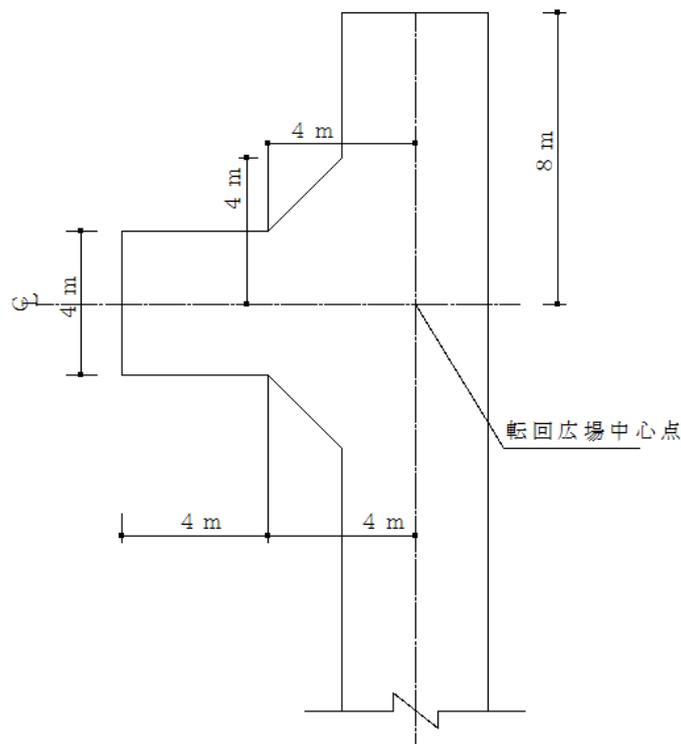
この設置基準は, 道路の終端に自動車の転回広場(以下「終端の転回広場」)を設置すること。また, 道路の起点から終端の転回広場の中心までの距離が35mを超える場合には, 道路の途中に転回広場(以下「35m以内の転回広場」)を設置し, 道路の起点から転回広場の中心点まで, 又は転回広場の中心点間の距離を35m以下とすること。

転回広場の構造等に関する基準は, 次のとおりとする。

イ 終端の転回広場

道路の終端として自動車の転回が容易なものとし, [図5] から [図7] までが該当する。

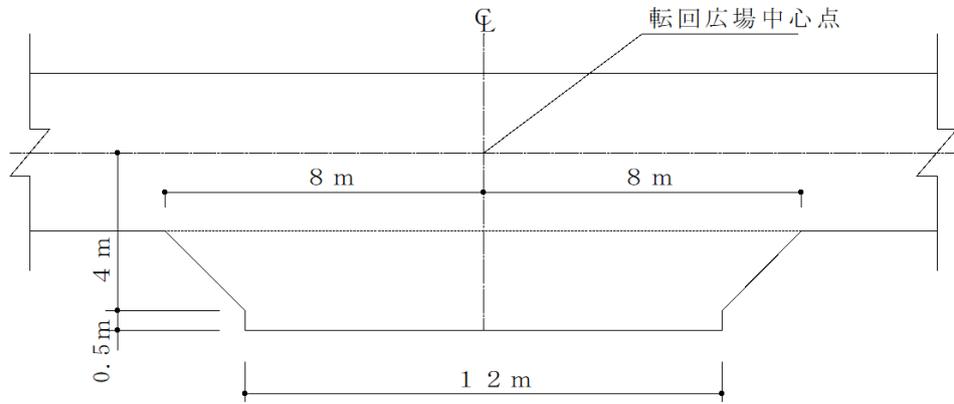
[図5]



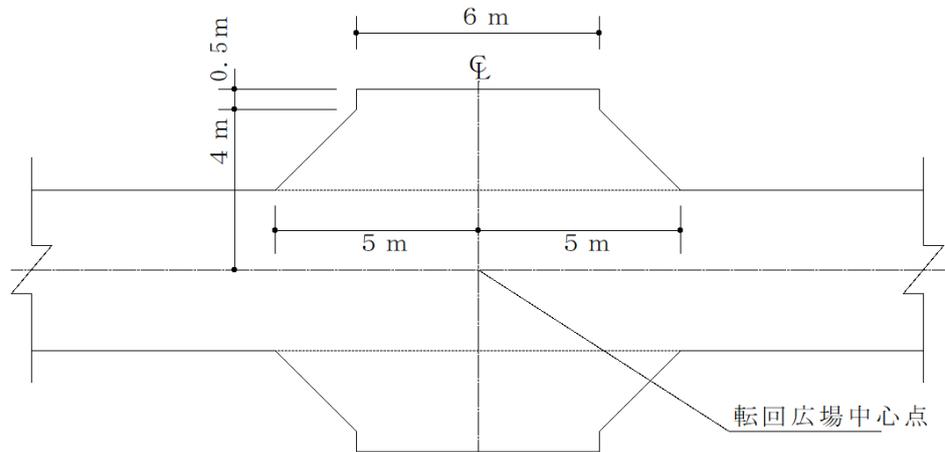
□ 35m以内の転回広場

自動車の停車を中心に考えた広場とし、 [図8] から [図11] までが該当する。

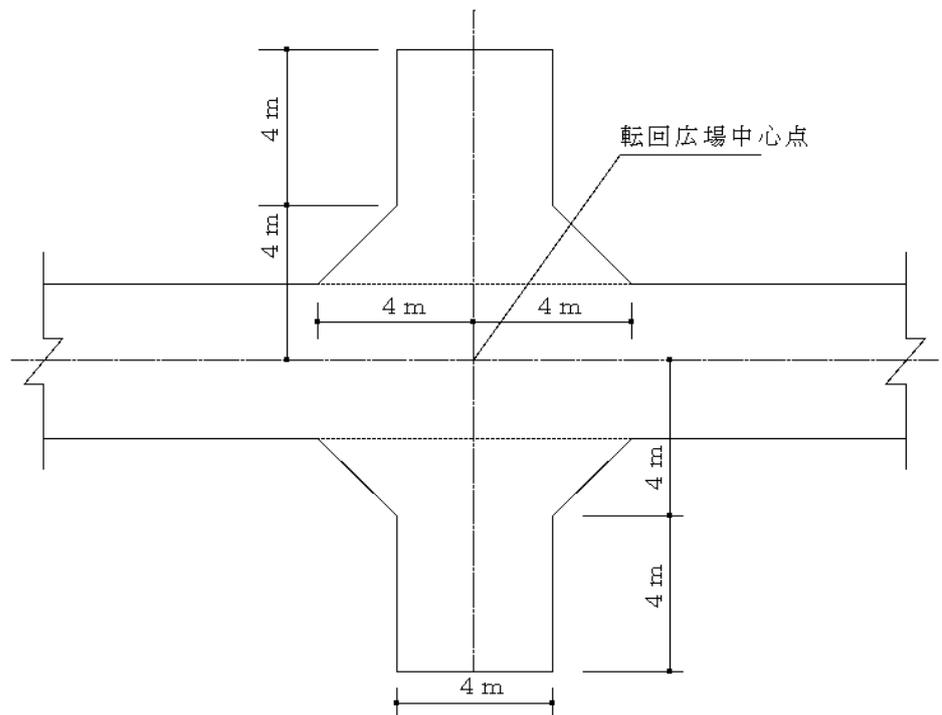
[図8]



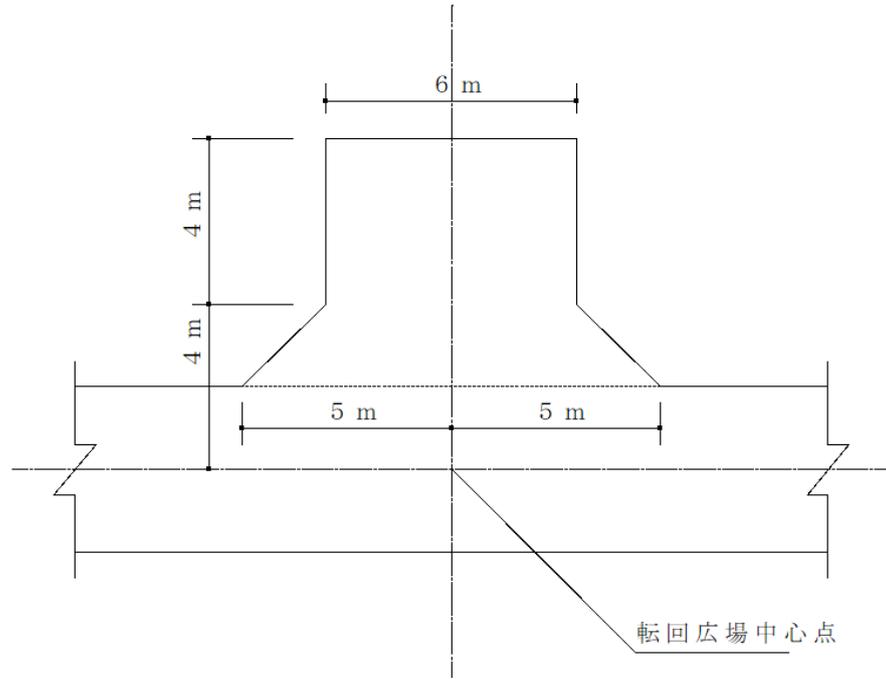
[図9]



[図10]



[図11]

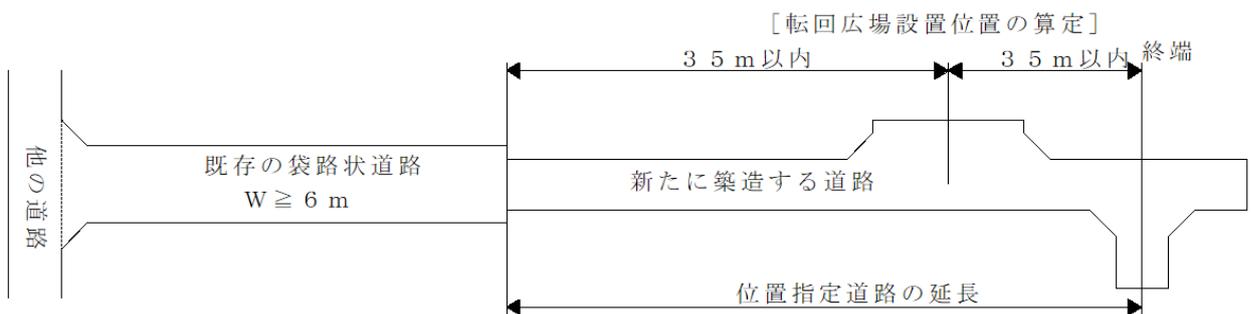


ハ 既存の袋路状道路に新たに接続する場合の取扱い

既存の袋路状道路に新たに指定道路を取付ける場合に転回広場の設置位置を決定するための道路の延長を算定する起点は、既存の袋路状道路の幅員に応じて、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 既存の袋路状道路の幅員が6m以上の場合

新たな指定道路が既存の袋路状道路と接続する位置

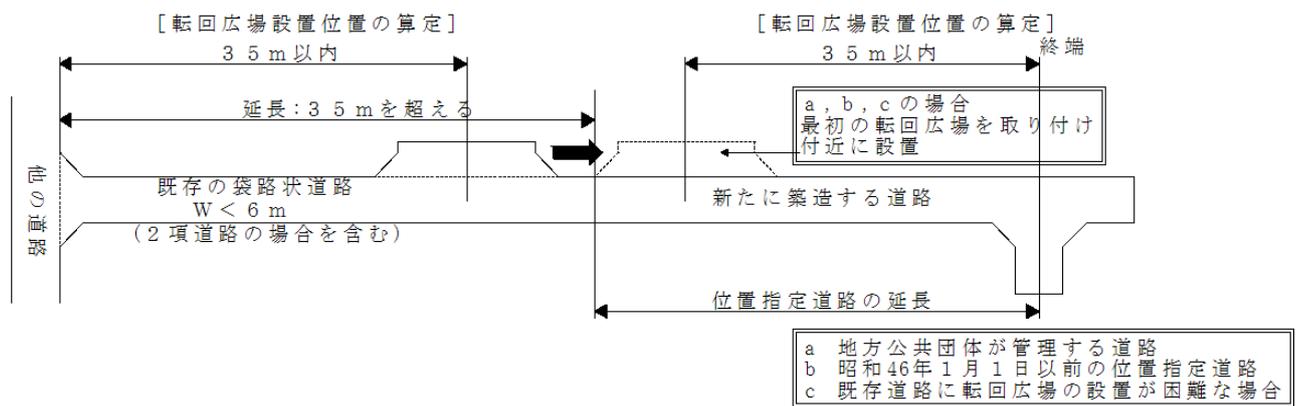
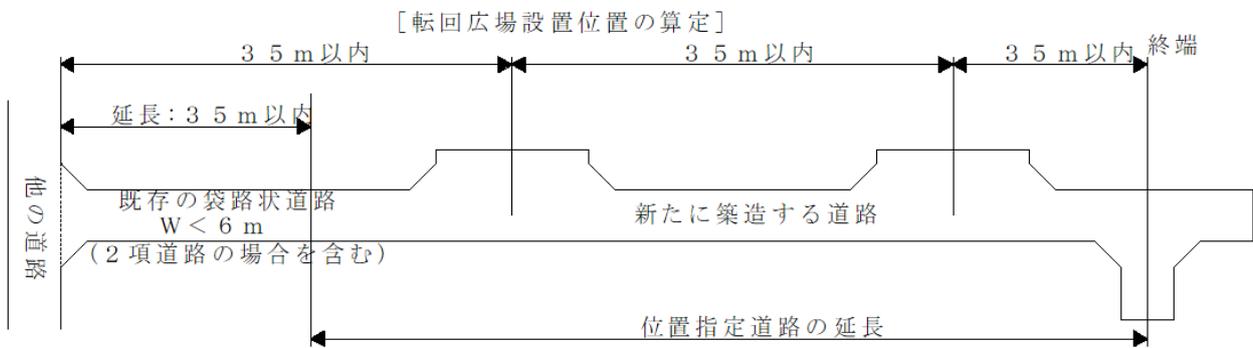


(ロ) 既存の袋路状道路の幅員が6m未満の場合

既存の袋路状道路が他の道路と接続する位置

既存の袋路状道路の延長が35mを超える場合には、既存の袋路状道路に最初の転回広場を設置すること。ただし、既存袋路状道路が次のいずれかに該当する場合は、新たに取付ける指定道路の起点部に設けることができる。

- a 地方公共団体が管理する道路
- b 昭和46年1月1日において既に指定道路であったもの（昭和45年政令第333号附則第2項の規定が適用される指定道路）
- c a, bに該当しない道で、その部分に転回広場の設置が困難な場合



(7) 道路延長の測り方

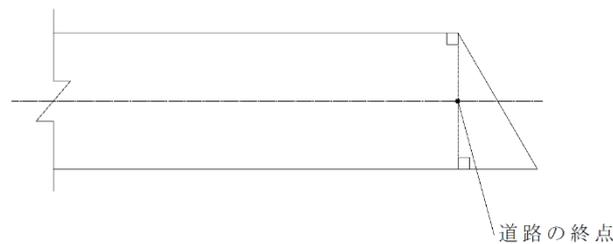
道路延長は、道路の各部分の中心線の位置で、起点から終点までの長さを測るものとする。屈曲点がある場合には、屈曲点毎に順次符号をつけ、各区間の距離の合計を道路延長とする。

イ 道路の起点

建築基準法上の道路である取付け道路の道路区域と指定道路が接続する点とする。

ロ 道路の終点

道路の終端となる点とする。終端が転回広場の場合はその中心点とする。終端が斜めとなる場合は斜めとなる起点から道路幅員中心への垂線と道路幅員中心線との交点までとする。



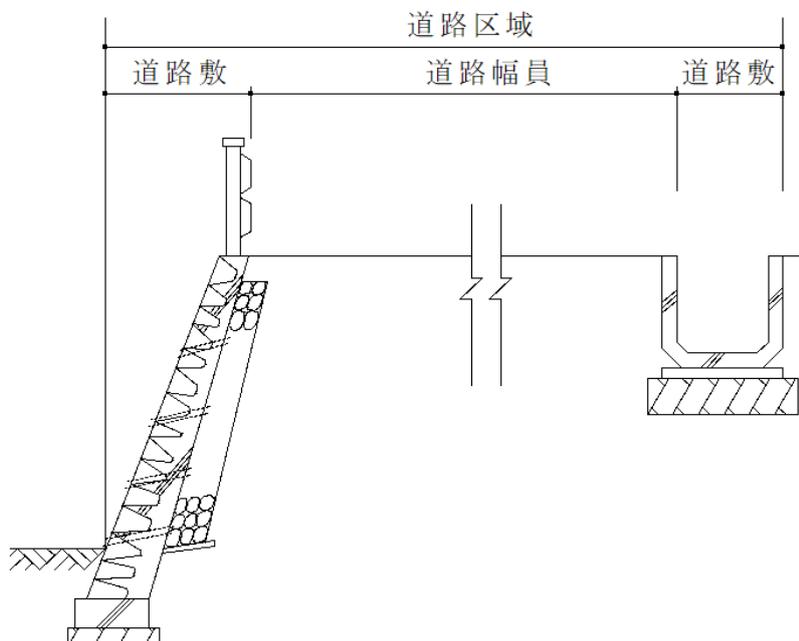
(8) 道路幅員の考え方

法第42条第1項本文における幅員は、一般交通の用に供される道路の部分の幅（以下「道路幅員」という。）である。

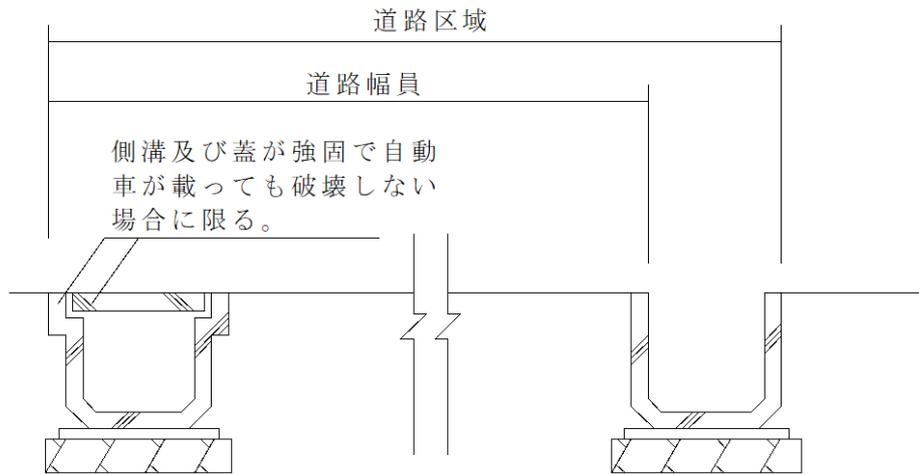
また、道路を構成する道路法面や擁壁は「道路敷」とし、道路幅員に道路敷を加えた区域を「道路区域」とし、[図1]のとおりである。

道路幅員は、人または自動車の通行に支障を及ぼさない区域であることから、耐荷重の十分な有蓋側溝の部分を含むが、無蓋側溝、路面に突出した縁石は道路敷として道路幅員に含まないこととし、[図2]から[図4]までによる。

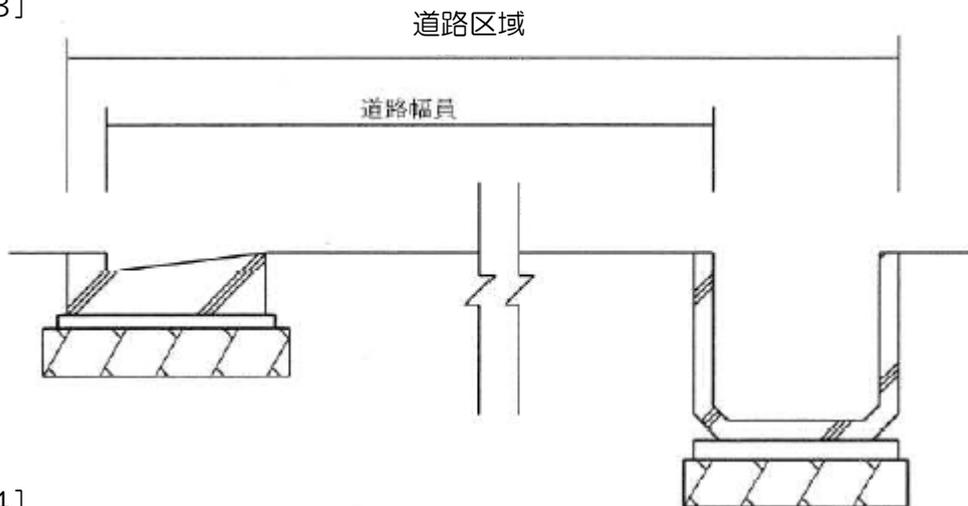
[図1]



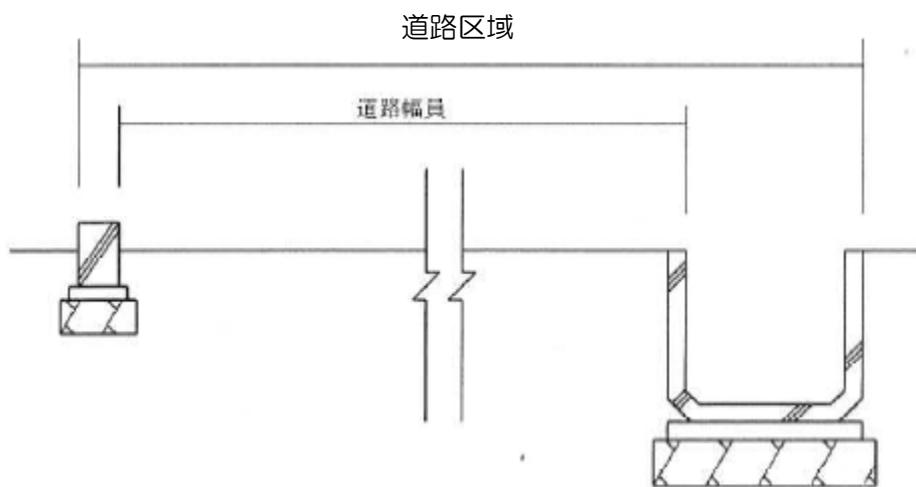
[図2]



[図3]



[図4]



附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

(施行前の建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定)

2 この基準の施行の際現に施行前の建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けている道は、この基準に掲げる基準に適合するものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月14日から施行する。

第5 申請書等の様式 1 細則様式
様式第15号(第36条関係)

(表面)

道路の位置の指定申請書

建築基準法第42条第1項第五号の規定により道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相異ありません。			
			年 月 日
宮城県知事 殿		申請者	住所 氏名 電話 ()
1	指定を受ける道路の地名及び地番		
2	土地所有者の住所及び氏名	電話 ()	
3	土地所有者以外の関係権利者の住所及び氏名	電話 ()	
4	管理者の住所及び氏名	電話 ()	
5	設計者の住所及び氏名	電話 ()	
6	申請の理由		
	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ
			備考
7	その他関係事項		
	※手数料欄		
	指 定 年 月 日	公 告 年 月 日	
	年 月 日	土 木 事 務 所 受 付 欄	本 庁 受 付 欄
	指 定 番 号		
	第 号		

(注意) 1から3までの欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。

(裏面)

1 指定を受ける道路の地名及び地番

2 土地所有者の住所及び氏名

3 土地所有者以外の関係権利者の住所及び氏名

(表面)

私道の変更指定(廃止)申請書

建築基準条例第16条第2項の規定により申請します。					
					年 月 日
宮城県知事		殿		申請者 住所 氏名 電話 ()	
1	私道の地名 及び地番	変更(廃 止)前			
		変 更 後			
2	変更(廃止)の理由				
3	指定年月日及び番号				
4	設計者の住所及び氏名				電話 ()
	5 変更(廃止)前			6 変更後	
図面符号	道路幅員	道路長さ	図面符号	道路幅員	道路長さ
指 定 年 月 日	公告年月日		年	月	日
年 月 日	土 木 事 務 所 受 付 欄		本 庁 受 付 欄		
指 定 番 号					
第		号			

(注意) 1, 5及び6の欄について記入欄が不足する場合には, 裏面に記入してください。

(裏面)

1 私道の地名及び地番					
変 更 (廃 止) 前			変 更 後		
5 変更(廃止)前			6 変更後		
図面符号	道路幅員	道路長さ	図面符号	道路幅員	道路長さ

委 任 状

私は都合により _____ を代理人と定め下記の道路について建築基準法に関する法令または建築基準法施行細則の規定による道路の（位置の指定，変更，廃止）申請の一切の手続を委任する。

1 道路の位置

2 申請の内容

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

土木事務所長 殿

届出者氏名

築造完了報告書

法第42条第1項第五号の規定により申請を行っている道路の築造が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 申請者住所	
2 申請者氏名	電話 ()
3 工事施工者住所	
4 工事施工者氏名	電話 ()
5 築造場所	
6 築造完了月日	(元号) 年 月 日
7 関係権利者変更の有無及び内容	有・無
8 変更のある場合の内容	

※届出者は、申請者とすること。
変更のある場合には変更部分の承諾書、謄本等を添付すること。

承 諾 書

(元号) 年 月 日

(申請者)

殿

別添添付の図面による下記土地に建築基準法第42 条第1 項第五号の規定に基づく道路の位置の指定を受けることを承諾します。

記

当該土地の地名・地番	地目	権利関係	権 利 者 住 所	氏 名	承諾印

承 諾 書

(元号) 年 月 日

(申請者)

殿

別添添付の図面による下記土地に建築基準法第 42 条第 1 項第五号の規定に基づく道路の位置の指定を受けることを承諾し、同法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理します。

記

指定を受ける道路の地名及び地番	管理者住所	氏名	承諾印

道路接続承諾書

(元号) 年 月 日

(申請者)

殿

別添添付の図面により下記土地に建築基準法第42 条第1 項第五号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるにあたって下記取付け道路の接続工事を行うことについて承諾します。

記

1 取付け道路の位置

2 道路の管理者の住所

3 道路の管理者の氏名

印

4 指定を受ける道路の位置

承 諾 書

(元号) 年 月 日

(申請者)

殿

別添添付の図面による下記土地について建築基準法施行細則第38条の規定に基づき道路の変更（廃止）を受けることを承諾します。

記

当該土地の地名・地番	地目	権利関係	権 利 者 住 所	氏 名	承諾印

道 路 変 更 届

(元号) 年 月 日

宮城県知事

殿

届出者 住 所
氏 名

建築基準法第42条第1項第五号の規定に基づく道路に関して、下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

指 定 年 月 日 (元号) 年 月 日

指 定 番 号 第 号

変 更 理 由

変 更 内 容

